

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 陽春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

施行日 2026年5月1日(金)

内 容 【規約改定】

1. オークション規約(乗用/商用バン)

記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
<p>第2章 会員 第1条(会員資格)</p> <p>1 アライAが開催するオークションへの参加は、アライAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること</p> <p>(2) アライAと会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 前各号の条件を満たし、アライAに参加を承認された者であること</p> <p>(5) その他アライAが特別に認めた者であること</p>	<p>第2章 会員 第1条(会員資格)</p> <p>1 アライAが開催するオークションへの参加は、アライAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること</p> <p>(2) アライAと会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 会員は、出品・落札する商品について、古物営業法に基づく古物商許可における13種類の取扱品目のうち、当該商品に該当する品目の許可を取得していなければならないものとする</p> <p>(5) 前各号の条件を満たし、アライAに参加を承認された者であること</p> <p>(6) その他アライAが特別に認めた者であること</p>

2. オークション規約(トラック/バス)

記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
<p>第2章 会員 第1条(会員資格)</p> <p>1 アライAが開催するオークションへの参加は、アライAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること</p> <p>(2) アライAと会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 前各号の条件を満たし、アライAに参加を承認された者であること</p> <p>(5) その他アライAが特別に認めた者であること</p>	<p>第2章 会員 第1条(会員資格)</p> <p>1 アライAが開催するオークションへの参加は、アライAが定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務としていること</p> <p>(2) アライAと会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 会員は、出品・落札する商品について、古物営業法に基づく古物商許可における13種類の取扱品目のうち、当該商品に該当する品目の許可を取得していなければならないものとする</p> <p>(5) 前各号の条件を満たし、アライAに参加を承認された者であること</p> <p>(6) その他アライAが特別に認めた者であること</p>

3. アライオークション総合機械規約

記載内容の変更 (改定箇所前後比較)

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
<p>I. 総合機械オークションの内容及び参加資格</p> <p>1. 総合機械オークションとは、中古機械・中古車両(以下、中古車両を含めて単に中古機械と称します)及び中古バイクを対象物とするオークションを指し、同オークションの参加資格がある者は、中古機械を対象物とするオークションにも中古バイクを対象物とするオークションにも参加できるものとします(以下、本規約では、この総合機械オークションを単にオークションと称します)。</p> <p>2. オークションへの参加は、当社が定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務をしていること</p> <p>(2) 当社と会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 前各号の条件を満たし、当社に参加を承認された者であること</p> <p>(5) その他当社が特別に認めた者であること</p>	<p>I. 総合機械オークションの内容及び参加資格</p> <p>1. 総合機械オークションとは、中古機械・中古車両(以下、中古車両を含めて単に中古機械と称します)及び中古バイクを対象物とするオークションを指し、同オークションの参加資格がある者は、中古機械を対象物とするオークションにも中古バイクを対象物とするオークションにも参加できるものとします(以下、本規約では、この総合機械オークションを単にオークションと称します)。</p> <p>2. オークションへの参加は、当社が定める会員登録を行った者のみに認められ、その会員資格は、以下の各号の要件を満たした者とする。</p> <p>(1) 古物商許可証を有する者で、自動車・二輪車・建機・農機等の商いを主たる業務をしていること</p> <p>(2) 当社と会員契約を締結した者であること</p> <p>(3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること</p> <p>(4) 会員は、出品・落札する商品について、古物営業法に基づく古物商許可における13種類の取扱品目のうち、当該商品に該当する品目の許可を取得していなければならないものとする</p> <p>(5) 前各号の条件を満たし、当社に参加を承認された者であること</p> <p>(6) その他当社が特別に認めた者であること</p>

以上